漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第９項の規定に基づき、北海道資源管理方針（以下「道方針」という。(令和２年12月25日公表)）の一部を次のように改正し、同条第10項において準用する同条第６項の規定に基づき公表する。

令和５年６月２８日

北海道知事　鈴木　直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前（令和４年12月27日一部改正）
第１～第７（略） 第８　個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は特定水産資源ごとに「別紙１－１　さんま」から「別紙１－13　ずわいがにオホーツク海南部」に、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第２項第２号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は別紙２に、法第11条第２項第２号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は、「別紙３－１　さけ（しろさけ）北海道海域」から「別紙３－61　りしりこんぶ北海道周辺海域」に、それぞれ定めるものとする。	第１～第７（略） 第８　個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は特定水産資源ごとに「別紙１－１　さんま」から「別紙１－13　ずわいがにオホーツク海南部」に、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第２項第２号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は別紙２に、法第11条第２項第２号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は、「別紙３－１　さけ（しろさけ）北海道海域」から「別紙３－19　やなぎだこ北海道海域」に、それぞれ定めるものとする。
（別紙１－１　さんま） 第１～第２　（略） 第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、それぞれの知事管理区分における漁獲実績を基礎とし、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いたうえで配分するものとする。 また、都府県又は大臣管理区分との間における配分量の融通及び国の留保からの追加配分等に伴い、本道に配分された数量に変更が生じる場合については、全量を北海道さんま漁業から加除する。	（別紙１－１　さんま） 第１～第２　（略） 第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、それぞれの知事管理区分における漁獲実績を基礎とし、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いたうえで配分するものとする。

第４～第５　（略）	第４～第５　（略）
（別紙１－２　まあじ～別紙３－19　やなぎだこ北海道海域）　（略）	（別紙１－２　まあじ～別紙３－19　やなぎだこ北海道海域）　（略）
（別紙３－20　ほっけ道北系群） 第１　水産資源 ほっけ道北系群 第２　資源管理の方向性 ＭＳＹ（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、現状の資源量（10 万トン）以上に維持することを資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	（新設）
（別紙３－21　ほっけ道南系群） 第１　水産資源 ほっけ道南系群 第２　資源管理の方向性 国が行う資源評価において判断される資源水準を 2028 年までに中位以上に回復させることを目指す。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を踏まえ、必要に応じて資源管理の方向性を見直す。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項	（新設）

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	
（別紙３－22　ほっけ根室海峡・道東・日高・胆振） 第１　水産資源 ほっけ根室海峡・道東・日高・胆振 第２　資源管理の方向性 国が行う資源評価において判断される資源水準を2028年までに中位以上に回復させることを目指す。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を踏まえ、必要に応じて資源管理の方向性を見直す。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	（新設）
（別紙３－23　まだら北海道太平洋） 第１　水産資源 まだら北海道太平洋 第２　資源管理の方向性	（新設）

ＭＳＹ（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、現状の資源量指標値（2.06 付近）以上に維持することを資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	
（別紙３－24　まだら北海道日本海） 第１　水産資源 まだら北海道日本海 第２　資源管理の方向性 ＭＳＹ（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、現状の資源量指標値（3.86 付近）以上に維持することを資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	（新設）
（別紙３－25　まがれい北海道北部系群）	（新設）

第１　水産資源 まがれい北海道北部系群 第２　資源管理の方向性 ＭＳＹ（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、現状の資源量（69 百トン付近）以上に維持することを資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	
（別紙３－26　そうはち北海道北部系群） 第１　水産資源 そうはち北海道北部系群 第２　資源管理の方向性 ＭＳＹ（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、現状の資源量（55 百トン付近）以上に維持することを資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。	（新設）

第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	
（別紙３－27　いかなご北海道周辺海域） 第１　水産資源 いかなご北海道周辺海域 第２　資源管理の方向性 漁獲量の動向において判断される資源水準を 2028 年までに、中水準以上に回復することを目指すこととし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。 なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	（新設）
（別紙３－28　ちか北海道周辺海域） 第１　水産資源 ちか北海道周辺海域 第２　資源管理の方向性 各地において収集された情報をもとに判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。 なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。	（新設）

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 　北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 　特になし。	
（別紙３－29　きゅうりうお北海道周辺海域） 第１　水産資源 　きゅうりうお北海道周辺海域 第２　資源管理の方向性 　各地において収集された情報をもとに判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。 　なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 　北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 　特になし。	（新設）
（別紙３－30　さより北海道周辺海域） 第１　水産資源	（新設）

さより北海道周辺海域 第２　資源管理の方向性 各地において収集された情報をもとに判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。 なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	
（別紙３－31　かすべ北海道周辺海域） 第１　水産資源 かすべ北海道周辺海域 第２　資源管理の方向性 各地において収集された情報をもとに判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。 なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状	（新設）

況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	
（別紙３－32　えぞいそあいなめ北海道周辺海域） 第１　水産資源 えぞいそあいなめ北海道周辺海域 第２　資源管理の方向性 各地において収集された情報をもとに判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。 なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	（新設）
（別紙３－33　うすめばる北海道周辺海域） 第１　水産資源 うすめばる北海道周辺海域 第２　資源管理の方向性 各地において収集された情報をもとに判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を	（新設）

見直すこととする。 　なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 　北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 　特になし。	
（別紙３－34　おおさが（めぬけ）北海道周辺海域） 第１　水産資源 　おおさが（めぬけ）北海道周辺海域 第２　資源管理の方向性 　漁獲量の動向をもとに判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。 　なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 　北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項	（新設）

特になし。	
（別紙３－35　こまい北海道） 第１　水産資源 こまい北海道 第２　資源管理の方向性 道総研が行う資源評価において判断される中水準以上の資源水準を維持する。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	（新設）
（別紙３－36　はたはた北海道太平洋海域） 第１　水産資源 はたはた北海道太平洋海域 第２　資源管理の方向性 道総研が行う資源評価において判断される資源水準を、2028 年までに中水準以上に回復させることを目指す。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状	（新設）

況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	
（別紙３－37　まだらオホーツク海南部） 第１　水産資源 まだらオホーツク海南部 第２　資源管理の方向性 国が行う資源評価において判断される高位の資源水準を維持する。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでに用いることとする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	（新設）
（別紙３－38　くろがしらがれい石狩湾以北～オホーツク海海域） 第１　水産資源 くろがしらがれい石狩湾以北～オホーツク海海域 第２　資源管理の方向性 道総研が行う資源評価において判断される資源水準を、2028 年までに中水準以上に回復させることを目指す。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。	（新設）

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 　北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 　特になし。	
（別紙３－39　あかがれい噴火湾海域） 第１　水産資源 　あかがれい噴火湾海域 第２　資源管理の方向性 　道総研が行う資源評価において判断される資源水準を、2028 年までに中水準以上に回復させることを目指す。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 　北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 　特になし。	（新設）
（別紙３－40　ししゃも道南太平洋海域） 第１　水産資源 　ししゃも道南太平洋海域	（新設）

第２　資源管理の方向性 　道総研が行う資源評価において判断される資源水準を、2028 年までに中水準以上に回復させることを目指す。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 　北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 　特になし。	
（別紙３－41　くろがしらがれい根室海峡） 第１　水産資源 　くろがしらがれい根室海峡 第２　資源管理の方向性 　国が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでに用いることとする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 　北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項	（新設）

特になし。	
（別紙３－42　ばばがれい北海道周辺海域） 第１　水産資源 ばばがれい北海道周辺海域 第２　資源管理の方向性 道総研が行う資源評価において判断される資源水準を、2028 年までに中水準以上に回復させることを目指す。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	（新設）
（別紙３－43　けがに根室周辺海域） 第１　水産資源 けがに根室周辺海域 第２　資源管理の方向性 漁獲量の動向において判断される資源水準を 2028 年までに、中水準以上に回復することを目指すこととし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。 なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採	（新設）

捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	
（別紙３－44　ほっこくあかえび北海道周辺海域（日本海を除く）） 第１　水産資源 ほっこくあかえび北海道周辺海域（日本海を除く） 第２　資源管理の方向性 漁獲量の動向において判断される資源水準を2028年までに、中水準以上に回復することを目指すこととし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。 なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	（新設）
（別紙３－45　とやまえび北海道周辺海域（噴火湾を除く）） 第１　水産資源 とやまえび北海道周辺海域（噴火湾を除く） 第２　資源管理の方向性	（新設）

漁獲量の動向において判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。 なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	
（別紙３－46　ほっかいえび（ほっかいしまえび）北海道周辺海域） 第１　水産資源 ほっかいえび（ほっかいしまえび）北海道周辺海域 第２　資源管理の方向性 漁獲量の動向において判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。 なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとす	（新設）

る。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	
（別紙３－47　けがに噴火湾海域） 第１　水産資源 けがに噴火湾海域 第２　資源管理の方向性 道総研が行う資源評価において判断される中水準以上の資源水準を維持する。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	（新設）
（別紙３－48　けがに胆振太平洋海域） 第１　水産資源 けがに胆振太平洋海域 第２　資源管理の方向性 道総研が行う資源評価において判断される資源水準を、2028 年までに中水準以上に回復させることを目指す。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採	（新設）

捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	
（別紙３－49　えぞばふんうに北海道周辺海域） 第１　水産資源 えぞばふんうに北海道周辺海域 第２　資源管理の方向性 漁獲量の動向において判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。 なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	（新設）
（別紙３－50　なまこ類北海道周辺海域） 第１　水産資源 なまこ類北海道周辺海域 第２　資源管理の方向性	（新設）

漁獲量の動向において判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。 なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	
（別紙３－51　あかぼや北海道周辺海域） 第１　水産資源 あかぼや北海道周辺海域 第２　資源管理の方向性 漁獲量の動向において判断される資源水準を 2028 年までに、中水準以上に回復することを目指すこととし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。 なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとす	（新設）

る。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	
（別紙３－52　あさり北海道周辺海域） 第１　水産資源 あさり北海道周辺海域 第２　資源管理の方向性 漁獲量の動向において判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。 なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	（新設）
（別紙３－53　うばがい（ほっきがい）北海道周辺海域） 第１　水産資源 うばがい（ほっきがい）北海道周辺海域 第２　資源管理の方向性 漁獲量の動向において判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。 なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価	（新設）

結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	
（別紙３－54　ほたてがい北海道周辺海域） 第１　水産資源 ほたてがい北海道周辺海域 第２　資源管理の方向性 漁獲量の動向において判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。 なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	（新設）
（別紙３－55　つぶ類北海道周辺海域（えぞぼら、えぞぼらもどき、ひめえぞぼ	（新設）

ら、おおからふとばい等)） 第１　水産資源 　つぶ類北海道周辺海域（えぞぼら、えぞぼらもどき、ひめえぞぼら、おおからふとばい等） 第２　資源管理の方向性 　漁獲量の動向において判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。 　なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 　北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 　特になし。	
（別紙３－56　しじみ北海道周辺海域） 第１　水産資源 　しじみ北海道周辺海域 第２　資源管理の方向性 　漁獲量の動向において判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。 　なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項	（新設）

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	
（別紙３－57　まこんぶ北海道周辺海域） 第１　水産資源 まこんぶ北海道周辺海域 第２　資源管理の方向性 漁獲量の動向において判断される資源水準を2028年までに、中水準以上に回復することを目指すこととし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。 なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	（新設）
（別紙３－58　みついしこんぶ北海道周辺海域） 第１　水産資源 みついしこんぶ北海道周辺海域	（新設）

第２　資源管理の方向性 　漁獲量の動向において判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。 　なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 　北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 　特になし。	
（別紙３－59　ながこんぶ北海道周辺海域） 第１　水産資源 　ながこんぶ北海道周辺海域 第２　資源管理の方向性 　漁獲量の動向において判断される資源水準を 2028 年までに、中水準以上に回復することを目指すこととし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。 　なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 　北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づ	（新設）

き、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	
（別紙３－60　おにこんぶ（らうすこんぶ）北海道周辺海域） 第１　水産資源 おにこんぶ（らうすこんぶ）北海道周辺海域 第２　資源管理の方向性 漁獲量の動向において判断される資源水準を 2028 年までに、中水準以上に回復することを目指すこととし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。 なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	（新設）
（別紙３－61　りしりこんぶ北海道周辺海域） 第１　水産資源 りしりこんぶ北海道周辺海域 第２　資源管理の方向性 漁獲量の動向において判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。	（新設）

なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	